

平成30年度横浜市新墓園事業費会計予算

平成30年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,404,026千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,645,618
	1 使用料	1,645,477
	2 手数料	141
2 財産収入		330
	1 財産運用収入	330
3 繰入金		38,723
	1 基金繰入金	38,723
4 繰越金		50
	1 繰越金	50
5 諸収入		305
	1 雑収入	305
6 市債		719,000
	1 市債	719,000
歳 入 合 計		2,404,026

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		82,200 <small>千円</small>
	1 事業費	82,200
2 日野こもれび納骨堂事業費		1,581,826
	1 事業費	829,387
	2 公債費	752,439
3 舞岡地区新墓園事業費		720,000
	1 施設整備費	709,102
	2 公債費	10,898
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		2,404,026

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園費 舞岡地区新墓園費	千円 719,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成30会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	719,000			